

和 福 障 第 1 7 0 号
令 和 2 年 4 月 1 5 日
(2 0 2 0 年)

各指定就労移行支援事業所	管理者	様
各指定就労継続支援事業所 (A 型、B 型)	管理者	様
各指定生活介護事業所	管理者	様
各指定自立訓練事業所	管理者	様
各指定共同生活援助事業所	管理者	様

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

居宅等における支援を行う場合の加算等の臨時的取扱いについて

平素、本市の障害福祉行政の推進に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 4 報) (令和 2 年 4 月 9 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)」により、運営基準等について柔軟な取扱いが可能とされているところです。

また、通所系サービスの利用者に対する居宅等における支援については、本市発出の通知 (和福障第 8 9 号、和福障第 1 2 4 号) を参考に組みこんでいただいているところと存じます。

これに関して、居宅等における支援を行う場合の加算等の臨時的取扱いについて、以下の点に特にご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 グループホームの職員が、入居者に対して昼間に必要な支援を行った場合は、心身の状況等により日中活動サービスを利用できない場合と同様に当該サービスを利用できない期間が月に 3 日以上ある場合においては、グループホームの「日中支援加算 (Ⅱ)」の算定対象として差し支えない。
- 2 他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対し、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。
- 3 日中支援加算と上記については、いずれか一方の算定とすること。このため、あらかじめグループホームと通所先の障害福祉サービス事業所との間で、当該者への日中の支援の対応や役割等について情報共有すること。また、グループホームと通所する障害福祉サービス事業所の両方による昼間の支援がなされる場合は、いずれか 1 ヶ所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能である。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の事務連絡通知については、本通知文とともに本市ホームページに掲載（ホームページ番号：1027720）しておりますので、必ずご一読ください。

（連絡先）

和歌山市障害者支援課

073-435-1060

事業所指定担当（瀧、北尾、西中）